

○財務省告示第三百四十六号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十七年十月三十日

財務大臣 麻生 太郎

輸出統計品目表第二一七一〇・一一号中

「 — | 300 | — — — 輪油 | K L | K G | 」を

削る。

輸出統計品目表第二一七一〇・一一号中

「 — | 110 | — — — 撃發油 | K L | K G
— | 190 | — — — ピーストン式内燃機関の燃料用のもの | K L | K G
— | 100 | — — 撃發油 | K L | K G
」を
に

改める。

輸出統計品目表第三八二五・一〇号を次のように改める。

3825. 10

—都市廃棄物

100 ——第16部の物品（家庭用のものに限る。）

の都市廃棄物

K G

900 ——その他のもの

輸出統計品目表第三十九〇・四〇四〇

「 | 100 | ——平板

| K G | を

並べ。

輸出統計品目表第四四〇四〇・四〇四〇中を次のよう改める。

4403. 20 ——その他ものの（針葉樹のものに限る。）

C M

010 ——すぎ属のもの

C M

020 ——ひのき属のもの

C M

030 ——からまつ属のもの

C M

090 ——その他のもの

C M

輸出統計品目表第四四〇七・一〇中を次のよう改める。

4407. 10 ——針葉樹のもの

010 ——すぎ属のもの

C M

020	— — ひのき属のもの	C M
030	— — からまつ属のもの	C M
090	— — その他のもの	C M

輸出統計品目表第七三三一一・八二九を次のよう改める。

7321. 82	— — 液体燃料用のもの	N O
110	— — — ストーブ（石油用のものに限る。）	K G
900	— — — その他のもの	K G

輸出統計品目表第八四一九・五二九を

「	— — — その他のもの	
」	— — — 中古のもの	N O
」	— — — その他のもの	K G
」	900 — — — その他のもの	」

を

改める。

輸出統計品目表第八四四三・三九を次のよう改める。

8443. 39	— — その他のもの	C M
100	— — — 複写機	N O

	900	――その他もの	NO
8450. 11	000	――全自動のもの	NO
8457. 10		輸出統詰品目表第八四五〇・一―号を次のように改める。	
110		――立軸マシニングセンター	NO
190		――5軸以上のもの	K G
210		――その他ものの	NO
290		――横軸マシニングセンター	K G
910		――5軸以上のもの	NO
990		――その他ものの	K G
		輸出統詰品目表第八四五八・一―号を次のように改める。	
8458. 11		――数値制御式のもの	

	100	---	ターニングセンター	N O	K G
	900	---	その他のもの	N O	K G
8458. 19 000	--	その他のもの	N O	K G	
輸出統計品目表第八四五八・一丸印を次のよう改める。					
	8458. 91	--	数値制御式のもの		
	100	--	ターニングセンター	N O	K G
	900	--	その他のもの	N O	K G
輸出統計品目表第八四六一・圓○印を次のよう改める。					
	8461. 40	-	歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤		
	100	-	数値制御式のもの	N O	K G
	900	-	その他のもの	N O	K G
輸出統計品目表第八四七一・圓 印を次のよう改める。					
	8471. 41	000	--少なくとも中央処理装置、入力装置及び 出力装置を同一のハウジングに収納して いるもの(入力装置と出力装置とが一体		

— | — | — | となつてゐるかいないかを問わない。) | N O |

輸出統計品目表第八四七七・四〇弐を次のよう改める。

| 8477. 40 | 000 | — 真空成形機及びその他の熱成形機 | N O | K G |

輸出統計品目表第八五〇九・四〇弐を次のよう改める。

| 8509. 40 | 000 | — 食物用グラインダー、食物用ミキサー及び | N O |

果汁又は野菜ジュースの搾り機

| 8526. 91 | 000 | — 航行用無線機器 | N O | K G |

輸出統計品目表第八五二八・七一弐

| — | — | — | — プラズマ式のもの | N O |

| 210 | — 小売用の包装にしたもの (使用され

たものを除く。)

| 290 | — — — その他のもの | N O |

| 200 | — — — プラズマ式のもの | N O |

を
に

改める。

輸出統計品目表第八五二九・九〇弐

「 | | 200 | -- ラジオ受信機用 FM チューナー | N O | K G | 」を
削る。

輸出統計品目表第八七〇 | • 11〇 吻を次のよう改める。

| 8701. 30 | 000 | - 無限軌道式トラクター | N O | K G |

輸出統計品目表第八七〇五・1〇 吻を次のよう改める。

8705. 10 | | - クレーン車

100 | | - 中古のもの

900 | | - その他もの

輸出統計品目表第九〇〇五・八〇 吻を次のよう改める。

9005. 80 | | - その他の機器

110 | | - 二隻眼鏡(プリズムを用いたものに限る。)

N O | | K G

900 | | - その他もの

輸出統計品目表第九〇一〇ヤ・ヘ〇 吻

「 | | 910 | | - その他もの

910 | | - 物理分析用又は化学分析用の機器

N O | | K G

を

」	」	」	」	」
」	」	」	」	」
」	」	」	」	」
」	」	」	」	」
」	」	」	」	」

輸入統計品目表第〇二一〇・九二号を次のように改める。

0210. 92 000 ——くじら目のもの、海牛目のもの及び鱧脚
下目のもの

輸入統計品目表第〇三〇八・九〇号中

—生きているもの

改める。

輸入統計品目表第一二〇一・一〇号を次のように改める。

1201.10 | 000 | 一播種用のものは

輸入統計品目表第二三〇一・一〇号を次のように改める。

2301. 10 | 000 | —肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット

びに獸脂かす

M T

輸入統轄品目表第1150ト・1100項を次の通り改め。

2506. 20 | 000 | -けい岩

M T

輸入統轄品目表第1150ト・1100項を次の通り改め。

2528. 00 | 000 | 天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかな
いかを問わないものとし、天然かん水から分
離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオ
ルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重
量の 85% 以下のもの

M T

輸入統轄品目表第1150ト・1100項

——マンガンの含有量が乾燥状態において全

重量の 39% を超えるもの

011 ——ニ酸化マンガン鉱

M T

を
」

M T

を
」

を
」

010 ——マンガンの含有量が乾燥状態において全
重量の 39% を超えるもの

M T

を
」

改める。

輸入統詰品由表第11セ11・11号を次のように改める。

| 2711. 12 | 000 | --プロパン

| M T

輸入統詰品由表第11八三〇・九〇号を次のように改める。

| 2830. 90 | 000 | -その他のもの

| K G

輸入統詰品由表第11八三一・一丸号を次のように改める。

2833. 29 | --その他のもの

100 | ---重鉛のもの

K G
K G

900 | ---その他のもの

輸入統詰品由表第11八四四・11〇号を次のよう改める。

2844. 20 | 000 | -ウラン235を濃縮したウラン及びプルト

ニウム並びにこれらの化合物並びにウラン
235を濃縮したウラン、プルトニウム又
はこれらの化合物を含有する合金、ディス
パーション（サーメットを含む。）、陶磁

製品及び混合物

K G

輸入統計品目表第一八四四・五〇号を次のように改める。

2844. 50 | 000 | - 使用済みの原子炉用核燃料要素 (カートリッジ)

K G

輸入統計品目表第11九〇11・九〇号を次のように改める。

2902. 90 | 000 | - その他のもの

K G

輸入統計品目表第11九1111・四九号を次のように改める。

2922. 49 | 000 | -- その他のもの

K G

輸入統計品目表第11九1111・11九号を次のように改める。

2933. 39 | | -- その他のもの

110 | | --- ピュコリン及びO, O-ジエチル-O-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) ホスホロチオエート (クロルビリホス)

K G
K G

220 | | --- その他のもの

輸入統計品目表第一九三七・九〇号を次のように改める。

2937. 90 | 000 | - その他のもの

G R

輸入統計品目表第11〇〇1・九〇号中
「 | | 030 | - - 熊胆 | K G | 」を削る。

輸入統計品目表第11〇〇11・九〇号を次のように改める。

3003. 90 | 000 | - その他のもの

| K G (I
. I .)

輸入統計品目表第11〇〇12・11〇号を次のように改める。

3006. 30 | 000 | - エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬

| K G (I
. I .)

輸入統計品目表第1111〇四・1七号中「色素顔料」を「顔料」に改める。

輸入統計品目表第1111〇五・九〇号を次のように改める。

3305. 90 | 000 | - その他のもの

| K G (I
. I .)

輸入統計品目表第11七〇1・11〇号を次のように改める。

3701. 20 | | - インスタンプリントフィルム

| |

010 | --感光性のシートが紙製、板紙製又は紡織

用纖維製以外のもの

S M

K G

020 | --その他のもの

S M

K G

輸入統詰品目表第31セ○11・田田印を次のよう改める。

3702.55 | 000 | --幅が16ミリメートルを超える35ミリメ

ートル以下で、長さが30メートルを超えるもの

S M

M

輸入統詰品目表第31九一一・11丸印を次のよう改める。

| 3912.39 | 000 | --その他のもの

K G

輸入統詰品目表第31九一11・丸印を次のよう改める。

| 3912.90 | 000 | --その他のもの

K G

輸入統詰品目表第31九一11四・丸印を次のよう改める。

| 3924.90 | 000 | --その他のもの

K G

輸入統詰品目表第4八一八・11〇印を次のよう改める。

4818.20 | | --ハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧

用ティッシュ及びタオル

100	— — ケレンジングティッシュ及び化粧用ティッシュ	K G
200	— — ハンカチ及びタオル	K G
5105. 29 000	— — その他のもの	K G
5105. 40 000	— 粗獣毛(カードし又はコームしたものに限る。)	K G
5902. 20 010	— ポリエヌテル製のもの — — プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	K G
5902. 20 090	— — その他のもの	K G
6305. 10 000	輸入統計品目表第五〇一〇項・一〇九項を次のよう改める。 — 第 5 3 . 0 3 項のジュートその他の紡織用 鞆皮縞維製のもの	N O K G

輸入統詰品田表第六七十〇一一・〇〇中を次の如く改め。

6703. 00 | 000 | 人髪（仕上げをし、梳^すき、漂白し又はその他
の加工をしたものに限る。）及び羊毛、獸毛
その他の紡織用纖維（かつらその他これに類
する物品の製造用に調製したものに限る。）

輸入統詰品田表第七一〇・一一丸印を次の如く改め。

| 7110. 39 | 000 | ——その他もの

輸入統詰品田表第八一〇・一二丸印を次の如く改め。

| 7110. 49 | 000 | ——その他もの

「 | 010 | ——炭素の含有量が全重量の 0 . 6 % 未満
のもの

——炭素の含有量が全重量の 0 . 6 % 未満

のもの

——高張力鋼板（引張り強さが490メガ

パスカル以上のものに限る。）

G R

K G

K G] を

に

K G

| 019 | ——その他もの

| K G

改める。

輸入統計品目表第7111用・1110用

「 010 ——炭素の含有量が全重量の0.6%未満」を

「 ——炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの

011 ——高張力鋼板（引張り強さが340メガ

パスカル以上のものに限る。）

019 ——その他もの

改める。

輸入統計品目表第7111用・1110用

「 900 ——その他のもの

| K G | を

「 ——その他のもの

910 ——酸洗いをしたもの

| K G | を

990 ——その他のもの

| に

|

改める。

輸入統計品目表第七四〇三一・一九号中

「――――課税価格が1キログラムにつき500

円を超えるもの

031――――精錬用のもの（銅の含有量が全重量

の99.8%以下のものに限る。）

039――――その他のもの

「――――課税価格が1キログラムにつき500

円を超えるもの

改める。

輸入統計品目表第七四一九・九九号を次のように改める。

「7419.99|000|――その他のもの

|KG|

輸入統計品目表第八二〇三一・九一号を次のように改める。

「8202.91|000|――ストレートソーのブレード（金属加工用

|NO|

のものに限る。）

|KG|

を

輸入統計品目表第八二一一一・一〇号を次のように改める。

8212. 20	000	— 安全かみそりの刃 (かみそりの刃のプラン クでストリップ状のものを含む。)	TH
8424. 89	000	— — その他のもの	NO
		輸入統計品目表第八五〇六・一〇号を次のように改める。	
8506. 10		— ニ酸化マンガンを使用したもの	
		— — アルカリマンガン電池	
011		— — — ボタン電池	
019		— — — その他のもの	NO
090		— — その他のもの	NO
		輸入統計品目表第八五四〇・一〇号を次のように改める。	
8540. 20	000	— テレビジョン用撮像管、イメージ変換管、 イメージ増倍管その他の光電管	NO
		— — 磁気共鳴画像診断装置	KG
9018. 13	000	— — 磁気共鳴画像診断装置	NO
		輸入統計品目表第九〇一八・一三号を次のように改める。	

	9018. 14 000 ——シンチグラフ装置	—	—	N O
輸入統計品目表第九〇一八・一九号を次のように改める。				
9018. 19	— — その他のもの			
010	— — — 超音波診断装置	N O	K G	
090	— — — その他のもの	N O	K G	
輸入統計品目表第九〇一八・二〇一号を次のように改める。				
9018. 31 000 — — 注射器（針を付けてあるかないかを問わ ない。）	N O	K G		
輸入統計品目表第九〇一八・二〇一号を次のように改める。				
9018. 32 000 — — 金属製の管針及び縫合用の針		K G		
輸入統計品目表第九〇三一・四九号を次のように改める。				
9031. 49 000 — — その他のもの	N O			
輸入統計品目表第九〇三一・八〇号中				
「 012 — — — 動力試験機	N O	K G		
削る。				

輸入統計品目表第九一〇一・一九号を次のように改める。

| 9101.19 | 000 | --その他もの

| N O

輸入統計品目表第九二〇九・九九号を次のように改める。

| 9209.99 | 000 | --その他もの

| K G

輸入統計品目表第九四〇一・二〇号を次のように改める。

| 9401.30 | —回転腰掛け(高さを調節することができる

ものに限る。)

| 010 | --革張りのもの

| N O

| 090 | --その他もの

| N O

輸入統計品目表第九四〇一・八〇号を次のように改める。

| 9401.80 | —その他の腰掛け

| N O

| 010 | --革張りのもの

| K G

| 090 | --その他のもの

| N O

輸入統計品目表第九四〇三・八九号を次のように改める。

| 9403.89 | 000 | --その他のもの

| N O

輸入統計品目表第九四〇五・五〇号を次のように改める。

| 9405.50 | 000 | --非電気式のランプその他の照明器具

| K G

輸入統計品目表第九四〇五・六〇号を次のように改める。

9405. 60	—イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品
050	—ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーターススキン製、ぼうこう製又は膚製のもの
040	—その他のもの
	輸入統計品目表第九六〇一・九〇号を次のよう改める。
9601. 90	—その他のもの
100	—ベつこう又はさんごの加工品及び製品
900	—その他のもの

K G
K G